

さいたま市シニアユニバーシティ校友会 北浦和校協議会規約

令和元年5月9日

(名称)

第1条

この会は、さいたま市シニアユニバーシティ校友会 北浦和校協議会（以下「北浦和校協議会」）という。

(事務所)

第2条 北浦和校協議会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 北浦和校協議会は、地域の各期卒業生で構成される 校友会を統合し、相互の連絡提携を図り、社会参加活動等の自主的諸活動を促進し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 北浦和校協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各期校友会活動の情報交換
- (2) 公開学習会、見学会及び親睦会等の合同開催
- (3) レクリエーション活動への参加
- (4) ボランティア活動の普及啓発
- (5) その他目的達成に必要な事業

(構成)

第5条 北浦和校協議会は、第3条の目的に賛同する校友会各期北浦和校の会員をもって構成する。

(役員及び定員)

第6条 北浦和校協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 数名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 若干名 |

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 理事は、各期校友会より2名以上選出する。但し、必要に応じて1名は連合会理事を兼務する。
- (2) 会長、副会長及び会計は、理事の互選により選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

欠員補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、北浦和校協議会を代表し会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を分担し、事業の推進を図る。
- (4) 会計は、庶務及び会計事務を行う。

(会議の種別等)

第10条 会議は定例理事会とし、必要に応じて臨時理事会を開催する。会議は、会長が招集し議長となる。

(理事会の開催)

第 11 条 定例理事会は、理事をもって構成し、毎月第 2 水曜日の午後 1 時より開催する。
但し、8 月は休会とする。

(議決事項)

第 12 条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画、報告及び予算、決算報告に関する事項
- (2) 役員を選任、連合会常任理事の推薦
- (3) 規約の改廃
- (4) シニア連合会の事業の実施

(議決方法)

第 13 条 議案は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会費)

第 14 条 協議会の会費は、年会費を 200 円とし、協議会の経費は年会費とシニア連合会からの助成金をもってこれに充てるものとする。

(会計年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(細則)

第 16 条 この規約による事業を円滑に実施するため、別に細則を定める。

(その他) 第 17 条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(附 則) この規約は、平成 26 年 6 月 11 日から施行する。

平成 30 年 6 月 13 日から 11 条 (理事会の開催) を一部改訂する。

令和元年 5 月 9 日から一部改訂する。

規約 第 16 条による細則

第 1 条 規約第 4 条の事業を実施するため、総務部・企画部・広報部の 3 部を置く。

第 2 条 理事は各部の業務を分掌し、部長の職は副会長が当たる。

第 3 条 総務部、企画部、広報部の分掌業務は次のとおり。

1. 総務部

- (1) シニア連合会との連絡調整に関する事項
- (2) 会費の徴収、金銭出納簿の作成・管理
- (3) シニア連合会への収支報告書の作成並びに提出
- (4) 会議への提出議案の取り纏め及び会議の議事録の作成
- (5) 会員名簿の作成

2. 企画部

- (1) 公開学習会、見学会等の合同開催
- (2) ボランティア活動の実施
- (3) 各校クラブ活動の交流促進
- (4) レクリエーション活動の立案・実施

3. 広報部

- (1) 各期校友会活動の情報収集と会員への情報提供
- (2) 連合会会報の編纂支援
- (3) 各期会報の保管
- (4) ホームページに関する事項

以上